

I はじめに

BSE、鳥インフルエンザ等の発生を契機として、国民の間には食品の安全に対する意識が一層高まってきている。また、食品中の残留物質等への社会的関心の高まりを受けて、ポジティブリスト制度が施行され、動物用医薬品等に関する規制強化がなされたことから、そのより慎重な使用が望まれている。

このような状況の中で、健康な家畜、安全な畜産物の生産に係る産業動物診療獣医師の責務は一層重要となり、特に産業動物診療における動物用医薬品の適正使用が重要視されている。

抗菌性物質製剤等の農林水産大臣の指定する医薬品（要指示医薬品）については、薬事法第49条において、医薬品の販売業者は獣医師から処方せんの交付または指示を受けた者以外の者に対して販売してはならないとされている。

一方、要指示医薬品については、獣医師法において獣医師は、自ら診察しないで処方を行ってはならないとされるとともに、薬事法に基づき獣医師の指示により販売規制が解除されることとなっている。従って、要指示医薬品は、当該指示を行った獣医師の診察に係る飼育動物の疾病の予防又は治療に必要な範囲であって、かつ、その対象動物への使用は獣医師の指示に基づいて適切に行われなければならない。獣医師が不適切な指示を行った場合、要指示医薬品の無秩序な流通、畜産物への残留、薬剤耐性菌の発生の助長、動物への副作用被害の発生等の悪影響を生じさせることが懸念され、不適切な指示を行った獣医師は国民から指弾されることを免れないばかりか、獣医界全体に対する国民の信頼が失われることになりかねない。

しかしながら、獣医師が指示を行うに当たり獣医師が交付する動物用医薬品指示書（指示書）に関し、特に医薬品の販売業者に雇用される獣医師による指示書の無診察発行等が指摘されており、看過できない状況にあるのも事実である。日本獣医師会産業動物委員会は、要指示医薬品の適正な流通と使用を確保する観点に立ち、獣医師が指示を行う際に交付する指示書発行のあり方等について平成13年11月から15年2月の間に検討を行った。検討の結果、①日本獣医師会が農林水産省の指導を受け定めている指示書の様式を4枚複写形式とし、うち1枚を都道府県の薬事監視部局に提出して、その実効性ある薬事監視業務の実施を期すとともに、②指示書の記載項目や内容等については、要指示医薬品の流通、使用の実情を踏まえ、農林水産省と協議の上、一層の整備充実を図る必要がある旨の提案がなされた。

この報告を踏まえて、日本獣医師会会長から、農林水産省に対し要指示医薬品の適正流通等の一層の確保についての要請が行われ、これを受けて農林水産省は「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」（平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知）の一部を改正し、「指示書を交付した獣医師は、あらかじめ都道府県ごと調整された提出先に指示書の写しを提出すること。」とされた。このことを受け、日本獣医師会は、指示書の様式を改訂し、「提出用」の様式を追加して4枚複写するとともに、「使用者用」の様式に使用者の記入欄を設ける等記載内容の整備を図った。

農林水産省は、畜産物の生産現場における安全確保をを図る上で、特に要指示医薬品については、獣医師の診察に基づく処方と獣医師の指示に基づく適正流通、適正使用の更なる徹底が必要と

の認識の下、動物用医薬品販売業者、飼育動物の診療施設、畜水産物の生産者等への立ち入り検査等の薬事監視を実施し、違反行為があった場合は刑事告発を行うこととする等強い姿勢を打ち出している。

以上のとおり、要指示医薬品については、その処方を行う獣医師自らの診察に基づく、獣医師自らの使用が求められるところであるが、それが獣医師の指示により流通し、使用される場合には、併せて要指示医薬品の投与対象となる家畜の所有者または管理者に対し、獣医師から必要な指示を行うことと、行政当局との協議に基づく必要な報告が課せられているところである。

今回、日本獣医師会の産業動物臨床部会の産業動物・家畜共済委員会においては、要指示医薬品の適正使用等に係る獣医師の遵守事項を含め、関係規程、関係資料を動物用医薬品指示書交付の手引きとしてとりまとめたところであるが、産業動物診療獣医師、動物用医薬品販売業者、さらには家畜生産者が本手引を活用され今後とも、行政当局の指導の下で要指示医薬品の適正処方と流通そして使用を通じ、広く消費者の理解の下で国産畜産物の生産の安全と流通が確保されることを願う。